

平成 17 年 9 月 20 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全国銀行協会

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針
(案)」に対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 繰延ヘッジ損失および利益への取得原価の配分について(第 68 項および
設例 7 関連)

第 68 項によると、取得の会計処理(パーチェス法)における取得原価の
配分に関し、繰延ヘッジ損失および繰延ヘッジ利益については、取得原価
の配分対象としない取扱いとされているため、結果的に、のれんの額がそ
の金額分増減することとなる。しかしながら、取得企業が取得後において
ヘッジ指定を行う場合には、繰延ヘッジ損失および繰延ヘッジ利益を取得
原価の配分対象とする取扱い(繰延ヘッジ損失および繰延ヘッジ利益の帳
簿価額を引き継ぐこと)を許容すべきものとする。

(理由)

被取得企業において、ヘッジ対象とそれにヘッジ指定されたヘッジ手段
が存在する場合、取得企業としては、ヘッジ対象とヘッジ手段をそれぞれ
独立のものとして取得するのではなく、ヘッジ関係の状態にある一体のも
のとして取得し、取得後も引き続きヘッジ指定するケースがむしろ一般的
と考えられる。このような場合には、取得の対価自体も、ヘッジ対象とヘ
ッジ手段にかかる含み損益が概ねスクエアになっていることを前提として
決定され、基本的にヘッジ取引からのれんが発生するようなことは当事者

としても意図しないのが通常と考えられる。しかしながら、適用指針(案)のように、繰延ヘッジ損失および繰延ヘッジ利益に取得原価を配分しない取扱いのみに限定すると、このような場合にまでのれん(または負ののれん)が発生し、取得後もヘッジ関係を継続しようとする当事者の意図及びヘッジ取引の経済実態を反映せず、また、取得後の損益も歪むことになる。

したがって、取得後においてもヘッジを継続する場合には、当事者の意図及び取引実態をよりの確に反映する取扱いとして、繰延ヘッジ損失および繰延ヘッジ利益を取得原価の配分対象とする処理が許容されるべきものとする。

また、設例 7 は、当初、被取得企業 B 社が、支払キャッシュフローを年利 3% で固定化(毎期のネット支払利息を 30 で固定化)する意図でヘッジを行っていたケースであるが、取得企業 A 社も、同様の意図でヘッジ指定を行うのが通常と考えられる。しかしながら、仕訳の結果を見ると、X3 年 3 月期および X4 年 3 月期のネット支払利息は 25、のれん償却費を含めると各期の費用処理額は 27(= ネット支払額 25 + 繰延ヘッジ損益に係るのれんの償却 $10 \times 1 \text{年} / 5 \text{年}$) となり、当初意図したヘッジの効果が得られておらず、また、X4 年 3 月期末において未償却のれんが 6 残存するため、今後 3 年間はのれん償却による損益の歪みが続くこととなる。

このようなケースでは、被取得企業 B 社における繰延ヘッジ損失の帳簿価額 10 を、取得企業 A 社において取得後もそのまま引き継いだ方が合理的である。

そもそも、繰延ヘッジ損失および繰延ヘッジ利益は、企業において一般的に計上されるというものではなく、かなり稀なものであり、無形資産や研究開発費ならびに退職給付引当金と同列で取得原価の配分に関する規定を置く必要性はないと考える。

しかも、ヘッジ対象・ヘッジ手段は多種多様であり、また、ヘッジの手法についても、個別ヘッジ・包括ヘッジ等多種多様である。さらに、それらをどのように評価して取得の対価の算定に反映させたか、という点についても、個々の事案により一様ではないと考えられるため、適用指針において繰延ヘッジ損失および繰延ヘッジ利益に係る取得原価の配分に関する規定を置かず、個別事案毎の判断に任せてもよいのではないかと考える。

2. 事業分離前における繰延税金資産の回収可能性について（設例 36 関連）

事業分離日の属する事業年度の前期末（事業分離日の前日における仮決算を含む。）における、分離元企業の繰延税金資産にかかる回収可能性を判定する方法として、「手順 2」による上限設定、即ち、「実際の将来見込として事業分離を考慮した場合の回収可能額を限度として計上する」ことは、過度に保守的であり不要と考える。

（理由）

事業分離前においては、「手順 1」による回収可能性の検証で十分であり、「設例 36」2(2)「手順 2」において繰延税金資産を減額修正すべきものとされる 10 については、事業分離前の繰延税金資産から減額するのではなく、事業分離後の最初の決算において減額認識すべきである。

「本文」第 107 項(2)や「結論の背景」第 387 項には、「…回収可能性は、事業分離が行われなかったものと仮定した分離元企業の将来年度の収益力に基づく課税所得等により判断することとなる。」という記載しかなく、「手順 2」が示すような、事業分離を考慮した場合の回収可能額を上限とする手法に関しては、「本文」および「結論の背景」に該当の記載が見当たらず、この点からも、「手順 2」の上限設定については唐突感を禁じ得ない。仮に、繰延税金資産の計上額について重要な影響を及ぼすような上限設定を規定するのであれば、それは、「説例」の説明文において記載するのではなく、正当な規定理由を付した上で「本文」及び「結論の背景」において明確に規定すべきものとする。

以 上